

公的扶助の現状をめぐって

■ 増大する被扶助人口 ■

公的扶助の問題は急速にアメリカ国内の重要な課題になりつつある。過去10年間にアメリカ社会は大きな経済成長をとげたにもかかわらず、公的扶助制度にもとづく被扶助者数は50%も増加し（1957年—550万人、1967年2月—825万人），そのための支出も急速に2倍になった（1957年—31億ドル、1967年2月—68億ドル）。

現在の公的扶助の被扶助者数である825万人の内訳は、755万8,000人が連邦の4種の公的扶助（児童扶助—481万7,000人、障害扶助—59万2,000人、盲人扶助—8万330人、老齢扶助—206万6,000人）、残りの69万2,000人

各国のトピックス
→ (主要新聞より)

は州及び地方政府の“一般扶助”をうけている。なおアメリカでは救貧対策として、これらの公的扶助の他“貧乏追放計画”にもとづいて110万人が何等かの扶助をうけており、さらに110万人が失業給付をうけている。また1966年から新しい医療保護制度が実施され、26州がこの制度を採用している。ニューヨーク州では4人家族で年収6,000ドルまでの者は、医療サービスを無料でうけることができるが、今年度は約800万人がみこまれている。これらの被扶助者のなかには2種以上の扶助を重複してうけている者も多い。

公的扶助中、最大の被扶助者数をもつ児童扶助についていえば、これは過去10年間に227万1,000人から481万7,000人と2倍以上になり、現在最も急速に増加をみているものである。ニューヨーク市では児童扶助に同市の公的扶助全支出の約80%を支出しており、リン

ゼイ市長の指摘によれば、このような現象は他の大都市でもみられるものであるということである。

また児童扶助と一般扶助の被扶助者には人種的な特徴があり、黒人ケースが圧倒的多数をしめている。黒人はアメリカ全人口の約12%，被扶助人口の50%をしめ、都市によっては児童扶助のほとんどすべてが黒人のケースである。たとえばオハイオ州のクリーブランドにおける1966年のケース調査では、児童扶助の87%が黒人ケースであった。児童扶助の支出は相当多額なものである。最近ではニューヨーク市だけでも月1万2,000人の割合で増加しつつあり、今年度10億ドルの支出がみこまれている。

■ 被扶助人口の増加防止策 ■

上院委員会の1962年の調査では、ワシントンD.C.における被扶助者の3分の2が、不正な申請をして許可をうけていたことがわかった。またその92%が黒人ケースである児童扶助についても、扶助金のほとんどが親のバーの支払いになってしまったことがあきらかに

されている。

とにかく被扶助者の大部分は自律心を喪失し、扶助生活から抜け出る努力をしていない。かって1930年代の不況にさいして、連邦政府が失業者世帯の救済を目的とした“暫定的”な救貧計画を採用したさい、当時の大統領フランクリン・D・ルーズベルトは1935年に議会に対しつぎのようなメッセージを送って救貧計画が“暫定的”でなければならぬ意味を説明している。すなわち「この救貧計画は永続的なものであってはならない。なぜなら、いつまでも他に依存して生活することは精神的、道徳的頽廃を招き、結局国民性を根本から破壊することになる」と。たしかに現行公的扶助制度は、当初の暫定的援助の概念にかわって、被扶助者の永続的生活手段になりつつあり、親子二代、三代にわたって扶助をうけている例も珍しくない。自律への努力がなければ、いかに厖大な予算をもってしても事実上貧乏追放はなかなかむづかしいところから現行社会保障制度、ことに公的扶助制度について連邦議会や州及び地方当局のなかで批判的意見が活発に論じられはじめた。

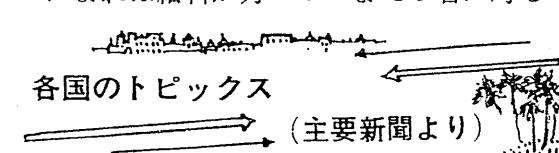
まず被扶助者の生活態度について世論はかなり攻撃的であり、それぞれの地域社会では現在被扶助者の増加にブレーキをかける努力をしている。ニュージャージー州のマンマス郡では郡内の児童扶助をうけている者3,000人のうち、ほとんどが“私生児”であるため昨年郡当局は“扶助を申請する未婚の母親は密通罪で起訴されるかもしれない”と警告を発したりして申請数の増加を防いでいる。また扶助の受給条件として、一年の居住期間を設けて、貧困者の流入を防いでいる州もあるが、ハートフォードにある連邦裁判所は6月19日にコネチカット州の被扶助条件としての1年の居住期間は“移転の権利”及び“同等の保護をうける権利”等に違反するものであると判決した。この判決が連邦最高裁判所によって支持されれば、被扶助条件に居住期間を設けている他の40州にも大きな影響をあたえることになる。

■公的扶助改革の新しい提案■

つぎに問題とされる点は、今日被扶助人口が多いのは、社会的な不況が原因となってい

るのでないということである。未熟練労働者の増加と、熟練を要しない仕事の減少が、失業者の増加を招いているのである。そのうえ被扶助者は未熟練者であっても就職にさいしては仕事の内容、報酬額等の要求水準が高く、熟練を要しない単純労働にはつきたがらない。そのため勤め口はあっても被扶助者を就職させることは、なかなか困難なのである。何とかして被扶助者に勤労意欲をわかせ、自律生活へむかわしめるためのプログラムが必要とされている。

一案としてニューヨーク市では、被扶助者が就職し勤労収入を得ても、ある程度までは扶助金の削減を行なわないという方法で就職意欲を促進させ、蓄財の機会を与えて、最後には扶助から完全に抜け出させる方法を提案している。現行制度では被扶助者が就職すれば、その収入の額に応じて正確に月々の扶助金額を減じられている。ニューヨーク・プランによれば給料が月85ドルまでの者に対して



は扶助金の削減は全く行なわない。85ドルをこえる場合にはその70%を収入として認定する。4人家族で年収4,900ドルまでの者については扶助を継続するが、それをこえる場合にはいかなる扶助をも完全に停止する。この方法はまだ保健、教育、福祉省の認可を得ていないが、将来に期待をもたれているものである。

公民権関係団体、社会福祉関係者、労働組合等の間では貧困家庭に対する“保証された年収”または“扶助所得”を資格調査なしに取得させることを目的とした「負の所得税」negative income tax構想を実現させようとしている。これによれば貧困者は連邦に税金を払わないので、かわりに連邦から月々扶助所得=負の所得税をうけることになる。この場合それをうける者は一応4人家族で年収3,100ドルまでが該当する。

また救貧計画の専門家で下院の教育及び労働委員会の委員であるニューヨーク選出のチャールズ・E・グッデエル下院議員は「我々


各国のトピックス
(主要新聞より)

は貧困者に対し収入を保証してやる以外に策がないわけではない。公的扶助中最大の児童扶助をうけている母親達が自由に仕事につきまたは職業訓練をうけられるよう、被扶助者のなかから保母を選んで託児所を作るべきだ」と主張している。ニューヨーク市では7月7日に1,600人の母親達を仕事につかせるため800人の母親に子供の世話をさせるプランを採用した。

世論は今日のアメリカ社会における“公平”は社会保障制度によって不明瞭になった

としている。たとえば65歳まで働いて退職した者は夫婦で年金を年3,311ドルもらえるが、ニューヨークの6人の子持失業夫婦は年4,713ドルの扶助金をもらえる。家賃が月91・95ドル以上であれば扶助金は年5,000ドル以上になる。このような矛盾や問題をかかえて、その有力な打開策を模索しているのがアメリカの現状だといえる。

(ザ・クリスチャン・サイエンス・モニター:
1967; 5.12, 5.13, 7.1, 10 U.S. ニューズ・アンド・ワールド・リポート: 1967; 7.17)

(「各国のトピックス」田中寿)

社会保障こぼれ話

ローマ帝国の共済制度

ローマ帝国には、福祉活動や扶助活動を行なう重要な組織が無数に発達していた。それらの組織の一例は軍人に対するもので、それらの組織は加入金としてある拠出金を支払うことにより、部隊が移動する場合の旅費を支給したり、加入者の引退後における年金や相続人への給付を支払っていた。また、手工職人達の間にも同様な組織が設けられており、かれらの組織は僅かな加入金と些細な定期的拠出を支払うことにより、葬儀給付などを支給していた。

ラテン語の古い資料では、いわゆる保険の形を

採らないで、所定の危険がもつ偶発性を予想することにより結んだ契約がしばしば示されている。この一例は大きな冒險的事業に対する貸付金にみられ、その冒險的事業の貸付金は、全体としてはきわめて複雑な契約から成る保険を含むある相互扶助給付の契約で危険を分担させることになっていた。しかし、その場合の危険は貸付金の契約に対するほんの飾り物にすぎなかった。

また、ローマ帝国の人々は、ある年金制度を実施しており、ある有名な本には、各種の年齢における寿命について一種の予想表が示されていた。この生命表では、財政的見地から法律で定められた年金の事実上の価値を決定するために、必要な係数が示されていた。(ISSA, *Bulletin of the ISSA*, 1951より)。

(平石)